

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表

(8 - 1) 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業))

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,500千円/ha・年以上	1,500千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備）、維持管理の省力化整備（リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 B：スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の水田における大区画ほ場の割合（%） =大区画水田（50a以上）の面積（ha）/水田整備面積（ha）×100 －：該当なし（畑主体地区）	
			70%以上	70%未満
			○担い手の米の生産コスト ①担い手の米の生産コストの労働費（円/60kg） ②事業実施前と比較した担い手の米の生産コストの労働費 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 －：該当なし（畑主体地区）	
			① 2,500円/60kg 未満 または、 ② 6割未満	① 2,500円/60kg 以上 かつ、 ② 6割以上
			<従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト（円/60kg） ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定	
			9,600円/60kg 未満	9,600円/60kg 以上

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	<p>○高収益作物の増加率</p> <p>①高収益作物^{*1}の生産額の増加率 (%)</p> $= (\text{高収益作物の計画生産額} - \text{高収益作物の現況生産額}^{*2}) / \text{高収益作物の現況生産額} \times 100$ <p>②高収益作物の作付面積の増加率 (%)</p> $= (\text{高収益作物の計画作付面積} - \text{高収益作物の現況作付面積}^{*2}) / \text{高収益作物の現況作付面積} \times 100$ <p>－：該当なし（生産額に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況生産額/（主食用米を除く）現況生産額）、作付面積に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況作付面積/（主食用米を除く）現況作付面積）が8割以上の地区）</p> <p>※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。</p> <p>※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。</p>	
			① 20%以上 または、 ② 15%以上	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満
			<p><従前の例></p> <p>○高収益作物の割合</p> <p>①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合</p> $= \text{高収益作物の計画生産額} / \text{主食用米を除く計画生産額}$ <p>②高収益作物の増加割合 (%)</p> $= (\text{高収益作物の計画生産額} / \text{高収益作物の現況生産額} - 1) \times 100$ <p>※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。</p>	
			ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加
農業の持続的発展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	<p>○担い手への農地利用集積率</p> <p>担い手への農地利用集積率 (%)</p> $= \text{促進計画目標年における担い手の受益農地面積} (\text{ha}) / \text{事業の受益農地面積} (\text{ha}) \times 100$	
			80%以上	80%未満
			<p>○担い手への面的集積（集約化）率</p> <p>担い手への面的集積（集約化）率 (%)</p> $= \text{事業完了時の担い手への面的集積面積} (\text{ha}) / \text{事業完了時の担い手の経営農地面積} (\text{ha}) \times 100$	
			90%以上	90%未満
		<p><従前の例></p> <p>○担い手への面的集積率</p> <p>担い手への面的集積（集約化）率 (%)</p> $= \text{促進計画目標年における担い手への面的集積面積} (\text{ha}) / \text{促進計画目標年における担い手の経営農地面積} (\text{ha}) \times 100$		
		80%以上	80%未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	<p>○耕地利用率の向上、作付面積の拡大</p> <p>①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100</p> <p>②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)</p> <p>※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定</p> <p>※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。</p> <p>本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100</p>	
			<p>①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、</p> <p>②作付率の増加ポイント 12%以上</p>	<p>①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、</p> <p>②作付率の増加ポイント 12%未満</p>
	農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり)</p> <p>受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年)</p> <p>= 農業生産増加粗収益額(千円) / 受益面積(ha) × (産業連関表の逆行列係数の列和)</p> <p>※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む</p>	
			1,350 千円/ha・年以上	1,350 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	<p>○農業の高付加価値化</p> <p>①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。</p> <p>②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。</p> <p>について、該当する項目の数により判断。</p> <p>A：2項目、B：1項目以下</p>	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組</p> <p>地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。</p> <p>A：行われている、B：行われていない</p>	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用(小水力、太陽光、風力等発電施設の整備) <p>②省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設維持管理の省エネルギー化(用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等) <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制(農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等) 温室効果ガスの排出削減(農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等) <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層改良における土壌への炭素貯留(バイオ炭の施用等) 管理所等建築物の木造化等 <p>A：①～④のいずれかに取り組む</p> <p>B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない</p>	
	関係計画との連携		<p>①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性</p> <p>②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている</p> <p>③地域計画と本事業との整合性</p> <p>④地域における開発計画と本事業との整合性</p> <p>⑤関係計画における関連事業等への位置付けについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下）</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画） 	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との連携		<p>農地中間管理機構と連携しているか。</p> <p>※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること</p> <p>A：連携している B：連携していない</p>	
	関係機関との協議		<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし</p> <p>（2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p> <p>② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>	
	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意</p> <p>②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意</p> <p>③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか</p> <p>⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：15点、B：10～14点、C：9点以下</p> <p>①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況</p> <p>a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている</p> <p>b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている</p> <p>c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況</p> <p>a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み</p> <p>b：協議中</p> <p>c：未協議</p> <p>③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出</p> <p>④ a：合意済 b：調整中 c：未調整</p> <p>⑤ a：説明済 b：説明予定 c：未実施</p>	
営農推進体制・環境			<p>①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。</p> <p>②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。</p> <p>③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。</p> <p>※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等</p> <p>④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。</p> <p>⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。</p> <p>について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下</p> <p>（⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下）</p> <p>① a：把握済 b：調整中 c：把握していない</p> <p>② a：設置済 b：設置予定 c：未設置</p> <p>③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備</p> <p>④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし</p> <p>⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		① 国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ② 老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 -：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表

(8-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・ 草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・ 新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0 であること。 ・ 飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・ 事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。（所得償還率が適正な水準であること） ・ 共同利用施設については、管理運営規程等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-2) 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 (草地畜産基盤整備事業))

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		① 単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 ② コスト削減を図る計画となっている。(例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益頭数当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 $= (\text{畜産物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) \text{ (千円)} / \text{受益頭数 (肥育豚換算：頭)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		○事業参加経営体に占める担い手農家(認定農業者等)の割合(%) $= \text{事業参加経営体のうちの担い手農家数 (戸)} / \text{事業参加経営体 (戸)} \times 100$ 《公共牧場整備事業》 ○公共牧場利用経営体に占める担い手農家(認定農業者等)の割合(%) $= \text{公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数 (戸)} / \text{公共牧場利用経営体 (戸)} \times 100$	
	農地の確保・有効利用		① 担い手農家への飼料生産基盤の集積(作業受託を含む。)が図られること。 ② 基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未然に防止し、飼料生産基盤の確保を行うこと。 ③ 離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、－：該当なし 《公共牧場整備事業、草地整備利用促進事業》 ②及び③の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額(受益頭数当たり) $\text{受益頭数当たり他産業への経済波及効果額 (千円/頭・年)} = \text{農業生産増加粗収益額 (千円)} / \text{受益頭数 (肥育豚換算：頭)} \times (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進		○環境関連効果額(受益頭数当たり) $\text{受益頭数当たり環境関連効果額 (千円/頭・年)} = (\text{景観・環境保全効果}) \text{ (千円)} / \text{受益頭数 (肥育豚換算：頭)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※受益頭数当たり畜産環境整備効果額(千円/頭・年) $= (\text{衛生水準向上効果} + \text{水質保全効果}) \text{ (千円)} / \text{受益頭数 (肥育豚換算：頭)}$ 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「－」該当なし】	
			3.6千円/頭・年以上	3.6千円/頭・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） <p>②省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化等 <p>A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	
		生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定	<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況</p> <p>地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。</p> <p>A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない</p>	
		関係計画との連携	<p>①酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画等）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合性が図られていること。</p> <p>②事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。</p> <p>③地域計画と本事業との整合性</p> <p>④地域における開発計画と本事業との整合性</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：11点、B：7～10点、C：6点以下</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続がされていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		<p>① 河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 ② 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 ③ 施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>	
	地元合意		<p>① 市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ② 補助金の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③ 事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあつては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 ④ 事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下</p> <p>① a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない ② a：調整済 b：調整中 c：未調整 ③ a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない ④ a：説明済 b：説明予定 c：未実施</p>	
	事業推進体制		<p>① 事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 ② 行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 ③ 周辺住民の同意が得られていること。</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下</p> <p>① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない ③ a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない</p>	
	維持管理支援体制		<p>① 草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 ② 普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 ③ フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ② a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ③ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし</p>	
	緊急性		<p>飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 A：該当あり、－：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	ストック効果の最大化		<p>○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満</p>	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表

(8-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（うち簡易整備型を除く））、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業））
 (9) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）のうち土地改良施設事故防止事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

- (8-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（うち簡易整備型を除く））、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業））
 (9) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）のうち土地改良施設事故防止事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準				
大	中項目	小項目	A	B			
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし				
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型・中山間地域型を除く））、土地改良施設事故防止事業 ②農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯総合整備事業のうち畑地帯総合整備型・中山間地域型）				
			<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;"> ①560千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上 </td> <td style="width:5%; border:none; text-align:center;">⋮</td> <td style="width:45%; border:none;"> ①560千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満 </td> </tr> </table>		①560千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上	⋮	①560千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満
①560千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上	⋮	①560千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満					
			○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕耘間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS基準局、情報通信環境の整備）、維持管理の省力化整備（リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 B：スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がない。 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）				
		産地収益力の向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物 ^{※1} の生産額の増加率（%） =（高収益作物の計画生産額-高収益作物の現況生産額 ^{※2} ）/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率（%） =（高収益作物の計画作付面積-高収益作物の現況作付面積 ^{※2} ）/高収益作物の現況作付面積×100 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区、土地改良施設事故防止事業地区、生産額に占める高収益作物の割合（=高収益作物の現況生産額/（主食用米を除く）現況生産額）、作付面積に占める高収益作物の割合（=高収益作物の現況作付面積/（主食用米を除く）現況作付面積）が8割以上の地区） ※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。				
			<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;"> ④ 20%以上 または、 ② 15%以上 </td> <td style="width:5%; border:none; text-align:center;">⋮</td> <td style="width:45%; border:none;"> ① 20%未満 かつ、 ② 15%未満 </td> </tr> </table>		④ 20%以上 または、 ② 15%以上	⋮	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満
④ 20%以上 または、 ② 15%以上	⋮	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満					

評価項目			評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	B		
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	<p><従前の例></p> <p>○高収益作物の割合</p> <p>①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額</p> <p>②高収益作物の増加割合（%） =（高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額－1）×100</p> <p>※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。</p> <p>－：該当なし（施設の機能維持を図る地区）</p>			
			<p>ア① 8割以上 または、</p> <p>イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加</p>		<p>ア① 5割未満 または、</p> <p>イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加</p>	
			<p>○高収益作物の作付率</p> <p>現況の高収益作物の作付率が10%未満の低い地域における計画作付率</p> <p>高収益作物の作付率（%） =高収益作物の作付面積（ha）/地区の作付面積（ha）×100</p> <p>A：計画作付率20%以上</p> <p>B：計画作付率20%未満</p> <p>－：該当なし（畑地帯総合整備事業のうち高収益作物導入促進型を除く地区及び土地改良施設事故防止事業地区）</p>			
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		<p>○担い手への農地利用集積率</p> <p>①担い手への計画農地利用集積率（%） =集積計画における担い手への集積面積（ha）/事業の受益農地面積（ha）×100</p> <p>②担い手への現況農地利用集積率（%）（集積計画を作成しない地区） =関係市町村の担い手への集積面積（ha）/関係市町村の耕地面積（ha）×100</p> <p>－：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）</p>			
			<p>① 80%以上</p> <p>② 80%以上または都道府県の平均以上</p>		<p>① 80%未満</p> <p>② 80%未満かつ都道府県の平均未満</p>	
	農地の確保・有効利用		<p>○耕地利用率の向上、作付面積の拡大</p> <p>①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100</p> <p>②作付率の増加ポイント（%）=計画作付率（%）－現況作付率（%）</p> <p>※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定</p> <p>※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。</p> <p>本地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/本地面積（ha）×100</p> <p>－：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）</p>			
			<p>①耕地利用率104%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上）または、</p> <p>②作付率の増加ポイント12%以上</p>		<p>①耕地利用率104%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満）かつ、</p> <p>③ 作付率の増加ポイント12%未満</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う、又は不測の事態が発生する予兆がある B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型・中山間地域型を除く））、土地改良施設事故防止事業 ②農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯総合整備事業のうち畑地帯総合整備型・中山間地域型）	
			①1,780千円/ha・年以上 ②1,070千円/ha・年以上	①1,780千円/ha・年未満 ④1,070千円/ha・年未満
農村の振興	農業の高付加価値化		○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	
	再生可能エネルギーの導入		○小水力発電等の再生エネルギーを導入済み又は導入する予定があるか。 A：導入済み又は導入予定、B：導入予定がない	
多面的機能の発揮	地域の共同活動		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備）</p> <p>②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等）</p> <p>③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等）</p> <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化等</p> <p>A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）</p>	
		生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況</p> <p>地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。</p> <p>A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		<p>①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性</p> <p>②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置付けられている</p> <p>③地域計画と本事業との整合性</p> <p>④都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性</p> <p>⑤地域における開発計画と本事業との整合性</p> <p>⑥関係計画における関連事業等への位置付け</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下 （6指標のうち1指標が「－」の場合は、A：13点以上、B：10～12点、C：9点以下） （6指標のうち2指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （6指標のうち3指標が「－」の場合は、A：9点以上、B：6～8点、C：5点以下） （6指標のうち4指標が「－」の場合は、A：6点、B：4、5点、C：3点以下）</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p> <p>② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし</p> <p>③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし （土地改良施設事故防止事業地区）</p> <p>④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p> <p>※事業に区画整理等が含まれる場合は、該当なし「－」とする。</p> <p>⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p> <p>⑥ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画） 	
		関係機関との協議		<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p> <p>② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意</p> <p>②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意</p> <p>③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか</p> <p>⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：15点、B：10～14点、C：9点以下</p> <p>（5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点 B：8～11点 C：7点以下）</p> <p>（5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点 B：6～8点 C：5点以下）</p> <p>（5指標のうち3指標が「－」の場合は、A：6点 B：4～5点 C：3点以下）</p> <p>①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況</p> <p>a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている</p> <p>b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている</p> <p>c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている</p> <p>－：該当なし</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況</p> <p>a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み</p> <p>b：協議中 c：未協議</p> <p>③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）</p> <p>④ a：合意済 b：調整中 c：未調整</p> <p>⑤ a：説明済 b：説明予定 c：未実施 ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）</p>	
	営農推進体制・環境		<p>①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。</p> <p>②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。</p> <p>③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。</p> <p>※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等</p> <p>④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。</p> <p>⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。</p> <p>について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下</p> <p>（5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下）</p> <p>（5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点 B：6～8点 C：5点以下）</p> <p>① a：把握済 b：調整中 c：把握していない</p> <p>② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）</p> <p>③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備</p> <p>④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし</p> <p>⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 ー：位置付けの予定なし</p>	
	緊急性		<p>国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い</p> <p>A：該当あり ー：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	ストック効果の最大化		<p>○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満</p>	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表

(8-5) 農業競争力強化基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-5) 農業競争力強化基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額 (受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果) (千円) / 受益面積 (ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①水田主体地区 ②畑主体地区	
			①1,500千円/ha・年以上 ② 880千円/ha・年以上	①1,500千円/ha・年未満 ② 880千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 (例) 遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備 (耕区間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備)、維持管理の省力化整備 (リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆) 等 B：スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の水田における大区画ほ場の割合 (%) = 大区画水田 (50a 以上) の面積 (ha) / 水田整備面積 (ha) × 100 -：該当なし (畑主体地区)	
			70%以上	70%以上
			○担い手の米の生産コスト ①担い手の米の生産コストの労働費 (円/60kg) ②事業実施前と比較した担い手の米の生産コストの労働費 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 -：該当なし (畑主体地区)	
			① 2,500円/60kg 未満 または、 ② 6割未満	① 2,500円/60kg 以上 かつ、 ② 6割以上
			<従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 -：該当なし (畑主体地区)	
			9,600円/60kg 未満	9,600円/60kg 以上

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	<p>○高収益作物の増加率</p> <p>①高収益作物^{※1}の生産額の増加率(%) $= (\text{高収益作物の計画生産額} - \text{高収益作物の現況生産額}^{\ast 2}) / \text{高収益作物の現況生産額} \times 100$</p> <p>②高収益作物の作付面積の増加率(%) $= (\text{高収益作物の計画作付面積} - \text{高収益作物の現況作付面積}^{\ast 2}) / \text{高収益作物の現況作付面積} \times 100$</p> <p>－：該当なし(生産額に占める高収益作物の割合(=高収益作物の現況生産額/主食用米を除く)現況生産額)、作付面積に占める高収益作物の割合(=高収益作物の現況作付面積/主食用米を除く)現況作付面積)が8割以上の地区)</p> <p>※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄米含む)並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1(6)①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。</p> <p>※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。</p>	
			<p>① 20%以上 または、 ② 15%以上</p>	<p>① 20%未満 かつ、 ② 15%未満</p>
			<p><従前の例></p> <p>○高収益作物の割合</p> <p>①生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 $= \text{高収益作物の計画生産額} / \text{主食用米を除く計画生産額}$</p> <p>②高収益作物の増加割合(%) $= (\text{高収益作物の計画生産額} / \text{高収益作物の現況生産額} - 1) \times 100$</p> <p>※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。</p>	
			<p>ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加</p>	<p>ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加</p>
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		<p>○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) $= \text{集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の受益農地面積}(\text{ha}) / \text{事業の受益農地面積}(\text{ha}) \times 100$</p>	
			<p>80%以上</p>	<p>80%未満</p>
			<p>○担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率(%) $= \text{事業完了時の担い手への面的集積面積}(\text{ha}) / \text{事業完了時の担い手の経営農地面積}(\text{ha}) \times 100$</p>	
			<p>90%以上</p>	<p>90%未満</p>
		<p><従前の例></p> <p>○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) $= \text{集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手への面的集積面積}(\text{ha}) / \text{集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の経営農地面積}(\text{ha}) \times 100$</p>		
		<p>80%以上</p>	<p>80%未満</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	<p>○耕地利用率の向上、作付面積の拡大</p> <p>①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100</p> <p>②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)</p> <p>※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定</p> <p>※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。</p> <p>本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100</p>	
			<p>①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、</p> <p>②作付率の増加ポイント 12%以上</p>	<p>①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、</p> <p>②作付率の増加ポイント 12%未満</p>
	農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり)</p> <p>受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年)</p> <p>= 農業生産増加粗収益額(千円) / 受益面積(ha) × (産業連関表の逆行列係数の列和)</p> <p>※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む</p> <p>①水田主体地区</p> <p>②畑主体地区</p>	
	農業の高付加価値化	<p>○農業の高付加価値化</p> <p>①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。</p> <p>②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。</p> <p>について、該当する項目の数により判断。</p> <p>A：2項目、B：1項目以下</p>		
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組</p> <p>地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。</p> <p>A：行われている、B：行われていない</p>	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用(小水力、太陽光、風力等発電施設の整備) <p>②省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化(用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等) <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制(農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等) ・温室効果ガスの排出削減(農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等) <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土層改良における土壌への炭素貯留(バイオ炭の施用等) ・管理所等建築物の木造化等 <p>A：①～④のいずれかに取り組む</p> <p>B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	① 環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ② 生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③ 環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	
	関係計画との連携		① 都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ② 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③ 地域計画と本事業との整合性 ④ 地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤ 関係計画における関連事業等への位置付けについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ②事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ①「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ② a：説明済 b：説明予定 c：未実施 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		① 国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ② 老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 -：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
 (10) 中山間地域農業農村総合整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
 (10) 中山間地域農業農村総合整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1, 150 千円/ha・年以上	1, 150 千円/ha・年未満
		○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 (例) 遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備）、維持管理の省力化整備（リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 B：スマート農業の導入に対応した基盤整備の予定がない。		
		産地収益力の向上	○地域の所得確保の取組 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目	
			○高収益作物の増加率 ①高収益作物 ^{※1} の生産額の増加率（%） =（高収益作物の計画生産額-高収益作物の現況生産額 ^{※2} ）/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率（%） =（高収益作物の計画作付面積-高収益作物の現況作付面積 ^{※2} ）/高収益作物の現況作付面積×100 -：該当なし（生産額に占める高収益作物の割合（=高収益作物の現況生産額/（主食用米を除く）現況生産額）、作付面積に占める高収益作物の割合（=高収益作物の現況作付面積/（主食用米を除く）現況作付面積）が8割以上の地区） ※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 20%以上 または、 ② 15%以上	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	<p><従前の例></p> <p>○高収益作物の割合</p> <p>①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 = 高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額</p> <p>②高収益作物の増加割合（%） =（高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額－1）×100</p> <p>※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。</p>	
			ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	<p>○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) = 促進計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha) × 100</p>	
		農地の確保・有効利用	<p>○耕地利用率の向上、作付面積の拡大</p> <p>①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha) × 100</p> <p>②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)</p> <p>※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定</p> <p>※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。</p> <p>本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha) × 100</p>	
農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） = 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和）</p> <p>※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む</p>		
		1,350千円/ha・年以上	1,350千円/ha・年未満	
	農業の高付加価値化	<p>○農業の高付加価値化</p> <p>①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。</p> <p>②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。</p> <p>について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下</p>		
多面的機能の発揮	地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組</p> <p>地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。</p> <p>A：行われている、B：行われていない</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備）</p> <p>②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等）</p> <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等）</p> <p>*「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等</p> <p>A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	
		生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況</p> <p>地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。</p> <p>A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		<p>①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性</p> <p>②地域計画と本事業との整合性</p> <p>③地域における開発計画と本事業との整合性</p> <p>④関係計画における対象事業等への位置付け</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下）</p> <p>①～③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p> <p>④ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） 	
	関係機関との協議		<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p> <p>② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>	
	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意</p> <p>②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意</p> <p>③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか</p> <p>⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下</p> <p>①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議</p> <p>③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出</p> <p>④ a：合意済 b：調整中 c：未調整</p> <p>⑤ a：説明済 b：説明予定 c：未実施</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(11) 農村整備事業※

【必須事項】

項目	判定基準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、施設の状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	総費用総便益比 ≥ 1.0 (農道・集落道の保全対策を除く)
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益者の負担金について合意を得ていること。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・農家負担を伴う農道整備事業(保全対策を除く)の場合は、総所得償還率 ≤ 0.2 または増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

※農業集落排水施設整備事業は9-1、農道・集落道整備事業は9-2、営農飲雑用水施設整備事業は9-3、地域資源利活用施設整備事業は9-4、集落防災安全施設整備事業は9-5を使用することとする。

(11-1) 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農業の持続的発展	自然循環機能の維持増進	汚泥・処理水などの循環利用率（%） A：100 B：0	
	農村の振興	生活インフラの保全・管理	A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
	農村の生活環境の整備	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる ②保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれるについて、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 （例）施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い				
（高度化型を除く） 強靱化への寄与 ①定住人口がおおむね500人以上 ②浸水想定区域内にあるもの ③処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目				
多面的機能の発揮	地域の共同活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） <p>②省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設維持管理の省エネルギー化（処理施設の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化等 <p>A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	
		生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況</p> <p>地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。</p> <p>A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑥公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業との連携した事業計画である ⑦広域化・共同化計画と本事業との整合性 ⑧関係計画における支援事業への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：22点以上、B：18～21点、C：17点以下 （⑤が「－」の場合は、A：19点以上、B：15～18点、C：14点以下） （⑧が「－」の場合は、A：20点、B：16～19点、C：15点以下） （8指標のうち2指標が「－」の場合は、A：17点、B：12点～16点、C：11点以下） ①～④、⑥、⑦ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない －：該当なし ⑧ a：以下の計画に位置付けられている －：以下の計画に位置付けられていない ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画）	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、－：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ③家庭からの繋ぎ込み促進に関する取組がなされている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ③が「－」の場合、A：6点、B：3～5点、C：2点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ③ a：行われている -：行われていない	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 -：該当なし	
	ストック効果の最大化		効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表

(11-3) 農村整備事業 (営農飲雑用水施設整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフラの保全・管理	A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし (施設の更新等整備を行わない地区)	
			A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし (施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区)	
			A：更新等整備を行う地区に重要度の高い (A以上) 施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い (A以上) 施設が含まれない －：該当なし (施設の更新等整備を行わない地区)	
	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる ②利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし		
維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 (例) 施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い				
(高度化型を除く) 強靱化への寄与 ①給水戸数がおおむね50戸以上 ②土砂災害警戒区域内にあるもの ③給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目				
多面的機能の発揮	地域の共同活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	<p>○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況</p> <p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農飲雑用水施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） <p>②省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農飲雑用水施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） <p>③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） <p>※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動</p> <p>④地区内におけるその他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 <p>A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない</p>	
		生態系・景観への配慮	<p>①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮</p> <p>②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		<p>○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況</p> <p>地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。</p> <p>A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない -：関係土地改良区がない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		<p>(①は強靱化型を除く)</p> <p>①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性</p> <p>②地域計画と本事業との整合性</p> <p>③都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性</p> <p>④都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性</p> <p>⑤地域における開発計画と本事業との整合性</p> <p>⑥個別施設計画等に基づく計画が策定されている</p> <p>⑦関係計画における支援事業への位置付け</p> <p>について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。</p> <p>A : 20点以上、B : 15~19点、C : 14点以下</p> <p>(7指標のうち1指標が「-」の場合は、A : 18点、B : 13~17点、C : 12点以下)</p> <p>(①を除く場合 A : 17点以上、B : 12~16点、C : 11点以下</p> <p>ただし、⑦が「-」の場合は、A : 15点、B : 10~14点、C : 9点以下)</p> <p>①~⑤ a : 図られている b : 図られる見込みがある c : 図られていない</p> <p>⑥ a : 策定されている b : 策定される見込みがある c : 策定されていない</p> <p>⑦ a : 以下の計画に位置付けられている</p> <p>- : 以下の計画に位置付けられていない</p> <p>・地域別農業振興計画 (中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画)</p>	
	関係機関との協議		<p>施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議 (予備) が合意に達しているか</p> <p>A : 協議了、B : 多くが協議中、C : 多くが未協議、- : 該当なし</p>	
	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意</p> <p>②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意</p> <p>③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか</p> <p>について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。</p> <p>A : 12点、B : 8~11点、C : 7点以下</p> <p>(①が「-」の場合、A : 9点、B : 6~8点、C : 5点以下)</p> <p>①「受益者の同意」とは3/1時点 (想定) での同意状況</p> <p>a : 同意済み ; 受益者の大部分の同意が得られている</p> <p>b : 同意済み ; 受益者の2/3以上の同意が得られている</p> <p>c : 未同意 ; 土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている</p> <p>- : 該当なし ; 地元同意を要しない</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点 (想定) での同意状況</p> <p>a : 内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み</p> <p>b : 協議中 c : 未協議</p> <p>③ a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出</p> <p>④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整</p>	
	緊急性	災害発生時の影響	<p>①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。</p> <p>②公共施設等の防災上重要な施設 (学校や医療機関等) が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響 (ライフラインや交通等) が想定される。</p> <p>について、該当する項目の数により判断。</p> <p>A : 2項目、B : 1項目、- : 該当なし</p>	
	被害の発生頻度	<p>過去10年間の被害発生頻度</p> <p>A : 被害がほぼ毎年発生 B : 被害が複数年発生 C : 被害が発生</p> <p>- : 該当なし</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	ストック効果の最大化		効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表
 (12-1) 農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

※公害防除特別土地改良事業は 11-2、地すべり対策事業は 11-3 を使用することとする。

チェックリスト判定基準表
 (12-1) 農村地域防災減災事業※

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果) (千円) / 受益面積 (ha) 【注; 効果項目は年効果額: 千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域	
			①水田主体地区: 130千円/ha以上 畑主体地区: 200千円/ha以上 ②水田主体地区: 110千円/ha以上 畑主体地区: 300千円/ha以上	①水田主体地区: 130千円/ha未満 畑主体地区: 200千円/ha未満 ②水田主体地区: 110千円/ha未満 畑主体地区: 300千円/ha未満
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率 (%) = 関係市町村の担い手への集積面積 (ha) / 関係市町村の耕地面積 (ha) × 100 80%以上または都道府県の平均以上	
			80%未満かつ都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率 (%) = 作物の計画作付延べ面積 (ha) / 耕地面積 (ha) × 100 ②作付率の増加ポイント (%) = 計画作付率 (%) - 現況作付率 (%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率 (%) = 作物の計画作付延べ面積 (ha) / 本地面積 (ha) × 100	
			①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント 12%以上	①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 12%未満

※公害防除特別土地改良事業は12-2、地すべり対策事業は12-3を使用することとする。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
			①水田主体地区：310千円/ha以上 畑主体地区：530千円/ha以上 ②水田主体地区：470千円/ha以上 畑主体地区：1350千円/ha以上	①水田主体地区：310千円/ha未満 畑主体地区：530千円/ha未満 ②水田主体地区：470千円/ha未満 畑主体地区：1350千円/ha未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
			①410千円/ha・年以上 ②720千円/ha・年以上	①410千円/ha・年未満 ②720千円/ha・年未満
多面的機能の発揮	地域経済への波及効果	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①一般地域、②中山間地域	
			① 870千円/ha・年以上 ② 890千円/ha・年以上	① 870千円/ha・年未満 ② 890千円/ha・年未満
	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下		
国土の保全	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		
	国土の保全	<従前の例> ○ソフト対策を活かした防災・減災力の強化 コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の強化に関する取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、－：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の 実施 環境等	環境と 調和の とれた 食料シ ステム の確立	生態系・景観 への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		関係計画との連携	①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性（国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記） ④都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ⑤地域における開発計画と本事業との整合性 ⑥地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている ⑦事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：18点以上、B：14～17点、C：13点以下 （7指標のうち1指標が「－」の場合、A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下） （7指標のうち2指標が「－」の場合は、A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（集落の防災安全のための事業） ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：明記されている b：明記される見込みがある c：明記されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑥ a：策定している又は策定する見込みがある b：策定する見込みがない －：関係する土地改良区がない ⑦ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （①が「－」の場合、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		<p>①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。</p> <p>②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。</p> <p>③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等</p> <p>④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。</p> <p>⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。</p> <p>について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし</p>	
	緊急性	災害発生時の影響	<p>①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。</p> <p>②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。</p> <p>③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。</p> <p>について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし</p>	
		被害の発生頻度	<p>過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし</p>	
	ストック効果の最大化		<p>○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満</p>	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

※※地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。